

令和2年度 第1回 恵庭市廃棄物減量等推進審議会（議事録）

日時：令和2年6月30日（火）10：00～11：15

場所：恵庭市民会館 2階 大会議室

出席者：【会長】 村井 公裕
【副会長】 茶園 利紀
【委員】 岩崎 紀子・勝呂 由紀・佐山 美恵子
島田 雅之・菅原 伸治・須藤 秀敏
田口 繁幸・津田 久・松本 博・宮内 光則（五十音順）

欠席者：今紺谷 誠・高橋 正樹・竹内 清

事務局側：原田 裕（市長）・広中 敦（生活環境部長）・野村 孝治（生活環境部次長）
伊藤 俊満（廃棄物管理課長）・中山 真（同主査）・石垣 周一（同主査）
高橋 雄一（同主事）
田中 徹（計画調整課長）・高畑 一秀（同主幹）・松田 和宏（同主査）

1. 開 会

2. 市 長 挨拶

3. 委 員 自 己 紹 介

4. 会長・副会長 選任
※会長は村井氏、副会長は茶園氏に決定

5. 議 事

- ① 令和2年度清掃事業概要について
- ② 恵庭市一般廃棄物処理基本計画の策定について
- ③ 恵庭市災害廃棄物処理計画の策定について
- ④ 恵庭市焼却施設の稼働状況について

6. そ の 他

7. 閉 会

～議事要旨～

議事①：令和2年度清掃事業概要について

～事務局より説明（資料1）～

委員A： 31ページの環境美化推進員登録制度について現在の登録の人数を教えてください。また、推進員を対象とした研修会等の有無について併せて伺います。

事務局： 人数については手元に資料を持ち合わせていないため、後ほどお答えさせていただきます。（86名、会議後報告）

研修会については、毎年4月に環境美化等推進員会議を開催し、昨年度は草木類専用のボランティア袋が増えたので、回収方法や分別方法を説明しました。今年度は新型コロナウイルス感染症の関係で中止いたしました。今後必要に応じて開催していきたいと考えてます。

委員B： 推進員をやりたいですという人がいればボランティア袋を上げますというスタンスなのですか。

事務局： ボランティア袋につきましては、推進員に登録している方でなくても、窓口で申請書をご提出いただければお渡しできます。

委員B： 推進員登録制度は今年から始まった制度なのですか。

事務局： 環境美化等推進員登録制度は、平成22年度のごみ袋有料化のときに、町内会の衛生部長さんを中心に環境美化に取り組んでいただくということで制度化したものです。

委員B： ボランティア袋で集めたごみについては埋め立て処理をしているのですか。それとも、焼却処理をしているのですか。

事務局： 草木類専用のボランティア袋は焼却処理、ポイ捨てごみ用のボランティア袋は埋め立て処理をしています。

委員B： ポイ捨てごみの中には埋め立て処理をすべきごみと、紙やプラスチックのように焼却処理をできるごみがあると思いますが、可燃不燃分けるという考えはないのですか。

事務局： 分別を細かくすることにより、ボランティア清掃を行う市民の方に負担がかかるということで、現在の草木類専用とポイ捨てごみ用の2種類としました。

委員B： ポイ捨てごみはビニールや、吸い殻などほとんどが燃やせるごみなので、お願いすれば皆さん分別してくれるような気がします。

事務局： 中には、細かく分けることが可能な方もいますが、すべてのボランティア清掃に対して分別を強制することは難しいと考えていますので、現在の形でご理解いただければと思います。

委員C： 燃やせないごみの手数料が上がったことで、不法投棄の件数は増えていませんか。

事務局： 不法投棄の件数は、例年と比べて明確に増加したという数字は出ていません。今後も不法投棄が増加しないよう、パトロールや状況の確認が必要であると考えています。

委員C： 今年、私の敷地内に不法投棄をされた際に、市に連絡をしたところ、敷地内のものは、敷地の所有者の責任で処理すべきといわれ、それはどうなのかと思いました。今後そのような不法投棄も増えていくのではないかと考えているところです。

事務局： お気持ちは分かりますが、民地内の不法投棄については、廃掃法の関係で民地の所有者等に処理していただいているところです。市としては、不法投棄防止の看板などを設置し不法投棄の防止に努めています。

委員D： 恵庭市の黄金にじゅんかんコンビニという家電や段ボールなどを回収しているところがあるが、市の回収した資源物は利益が出ているのですか。

事務局： 資源物の売り払いによる収入は、年度にもよるが2千万から3千万円です。一方、リサイクルセンターの運転管理費や逆有償での資源物に係る処理料を併せると約7千万円かかっている状況であり、資源物の処理は市からある程度、持ち出しをして処理しています。

議事②：恵庭市一般廃棄物処理基本計画の策定について

～事務局より説明（資料2）～

質疑応答無し

議事③：恵庭市災害廃棄物処理計画の策定について

～事務局より説明（資料3）～

委員B： 大規模災害が起こった時に、盤尻のごみ処理場や、生ごみ・し尿処理場、焼却施設の稼働が停止する規模の場合については計画されていますか。

事務局： まず、災害の種類によってごみの種類や収集体制が変わってきます。この災害廃棄物処理計画というのは主に、災害が起きた時にどういった心構えが必要なのかを示したものになります。

岩崎委員がおっしゃった規模の災害が起こった場合、恵庭市単独で処理は厳しく、全道的に連携して対応することが必要になってくると考えます。実際に災害があった時には、仮置き場の問題や収集の体制を確認し、この基本計画に従って実際の処理体制等の実施計画を定めることになります。

委員B： 災害が起こった時の職員の体制についてだれが何を担当するかという、具体的な計画はあるのですか。

事務局： 災害廃棄物処理計画には水防計画や地域防災計画という、上位計画があり災害が起こった際は、ごみの処理以外にも避難所の運営等、様々なことをしなければならず、災害対策本部の中で市の役割がそれぞれ決まっています。

委員E： 恵庭市の基地防災課の方で、新型コロナウイルス感染症を含めて、防災計画を今後見直していくという話を聞いたが、新型コロナウイルスへの感染リスクのある廃棄物の処理についても計画していくべきなのではないですか。

事務局： コロナの関係で言うと避難所の運営が1番の課題になっています。その中で避難所のごみの出し方も今度はマニュアルで定めていくことになろうかと思っています。一方、通常の収集の中で家庭から感染リスクのあるごみが出てくるとなった場合、ごみ袋を2重にして出していただくなど、通常収集の中でのお願いが中心になっていくかと思っています。避難所でのごみ処理については、今後細かく示されていくと考えますので、その内容を確認しながら、検討していきたいと思っています。

議事④：恵庭市焼却施設の稼働状況について

～事務局より説明（資料4）～

委員F： 地域の安全を考慮して焼却施設の家庭からの自己搬入を認めていないということですが、地域の安全というのはどういうことなのですか。

事務局： 焼却施設は農村部にあり農業関係の方々が作業しているところにあります。昨年度まで、家庭系の自己搬入は可燃ごみも不燃ごみも盤尻の最終処分場で受け入れしており、月に約1000台程度の車が来ていました。そういった関係から、作業車などが通っている農村部の影響を考え、今のところ家庭系は受け入れないというところで決定しました。

委員F： 事前予約制などを取り入れれば可能かと思いますが、そういったことは検討していないのですか。

事務局： 焼却施設は今年度から本稼働を開始した施設なので、今後どれくらいごみが搬入されるかを見ながら、家庭系の自己搬入の受け入れを考える場合は周辺地域と協議しながら検討することになります。

事務局： 農村地帯のため、他の地域から人が大勢来ると、作物への病気の被害などが考えられます。また、搬入の多いゴールデンウィーク時期に農作業車が渋滞に巻き込まれ通れないことも懸念されます。

恵庭市のごみ処理システムは、基本的に家の前に排出していただければ、ほぼすべてのごみを収集し処理を行うというシステムを作っています。その中で直接搬入の受け入れをサービスとして皆様にご用意できれば1番いいとは思いますが、今のところ地域事情もあり、焼却施設については、一般の方々はご遠慮いただき、盤尻のごみ処理場については、不燃ごみ等の自己搬入の受け入れを行っているところであります。

委員C： 大気汚染や、水への影響はどのようなのですか。

事務局： 施設からでる排ガスを常時観測しながら運転しています。排ガスについては大気汚染防止法というのがあり、当然法規制がありますが、法規制以外に当市で、停止基準値、運転管理基準値という更に厳しい基準を定めて、その運転管理基準値の中で運転を行うことによって、周辺への安全を示しているところです。

委員C： 焼却施設が始まってから、ぜんそくの子どもの数が増えるなどの可能性があるのではないかと思いますのですが、病院とかと連携して調べていった方がいいのではないかと。

事務局： それが焼却施設による影響かどうかを決めるのはなかなか難しいと思いますが、周辺地域との話し合いの場などを活用し、運転の状況などは確認していきたいと考えています。

事務局： 排ガスについては、大気汚染防止法の中で基準が定められ、その基準の中で運転をしています。基準値内であれば人体への影響はないという前提で考えていますので、環境モニタリング等は今後も継続していきますが、人体への影響というのはこの規制基準内かどうかで確認していきます。

委員G： 本稼働から3か月で、地域の住民からの苦情やトラブルは何件あったのですか。またそれに対してどのように対応したのかを教えてください。

事務局： 周辺住民からの苦情等は今のところないです。

委員G： 風向きなどによって、音や臭いがあると周辺住民の声を聞いたことがある。音については、対応していただいているはずですが。

事務局： 焼却施設に直接関係する騒音等に関するご連絡は来ていませんが、隣の下水終末処理場敷地内に建設している発電施設などから音がすると周辺住民から、ご連絡があったというのは聞いており、工事を行っている所管課から今後どのようにしていくかというのを説明したところであると聞いています。

委員B： 水は漁川の水を使っているのですか。

事務局： 施設のプラント設備の水は地下水を使用しています。

委員B： 施設内から外部への排水は無いのですか。

事務局： 機械設備の方の水については、施設内を循環させているので、外部への排水はありません。ただ、管理棟などから出る生活排水については、通常どおり下水終末処理場へ排水しています。

委員B： 川には流れていないのですね。

事務局： 川には流していません。

委員B： つまり、この焼却施設から出るものは、排ガスと焼却灰だけということですが、焼却灰は、どういう検査をしているのですか。また、排ガスの計測場所は煙突ですか。ごみピットの脱臭装置というのは、ピット内から外に臭気を出していると思うのですが、それは検査しているのですか。

事務局： まず焼却施設からは、焼却灰と、飛灰という塵のようなものの2種類が出ますが、ダイオキシン類の濃度の調査と、飛灰については、重金属の溶出試験を行い、確認したうえで、埋め立てを行っています。次に排ガスについては、おっしゃるとおり煙突で測定を行っています。最後に脱臭装置については、焼却施設が稼働しているときは臭気も焼却炉で燃焼しているので、通常では脱臭装置は使用しません。この脱臭装置を使用するのは、焼却炉が2炉とも整備等で停止したときのみで、検査については、施設管理者による臭気測定で確認する形になります。

その他

事務局： 本日はお忙しい中お越しいただきありがとうございます。また、本審議会の委員にご就任いただきありがとうございます。

本日ご質問いただいた環境美化等推進員制度ですが、当初は、ごみ処理手数料を有料化したときに、ステーション方式の地域が多く、不法投棄が多かったことから、推進員の方にごみステーションの管理という重要な活動を行っていただいていた。しかし、現在はほぼ戸別収集になり、集合住宅のステーションについては、管理会社やオーナーが管理していることから、現在の推進員の活動は、一斉清掃の呼びかけや、その際のボランティア袋の管理になります。

また、ポイ捨てごみ用のボランティア袋を2種類にするべきではというお話がありました。焼却施設の建設にあたり、私たちが時間をかけて検討しましたが、清掃中にごみ袋を2つ持って分けることや、一度集めたものを可燃不燃で分けるのは、難しいと考えて、現在の形にした次第です。

次に、不法投棄の件ですが、不法投棄は大きな罰則を伴う犯罪行為です。投棄されたものを市で回収してあげたいという気持ちはありますが、すべて回収を行うと、民地等に捨てれば市が全て片付けてくれるということになりかねません。市としては、投棄者が分かれば、警察への通報や、パトロールを強化して不法投棄の防止に努めてまいりたいと思います。

委員の皆様にかような機会でご意見をいただきながら、今後も適正なごみ処理を進めてまいりたいと思います。最後に改めて本日についてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上